3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

志筑川は、その源を兵庫県淡路市中田地内の丘陵地に発して北流し、途中左支川を合流した後流下方向を真東に向け、同市志筑地内の市街地を蛇行して流下し、河口の直前で左支川の二級河川志筑川水系宝珠川（以下「宝珠川」という。）を合流した後、津名港を経て瀬戸内海に注ぐ、延長2,880mの河川であり、志筑川流域の面積は、支川である宝珠川の流域面積とを合わせた10.54㎢である。

志筑川は、その下流域に淡路島北部地域における社会、経済上重要な地域である淡路市志筑地区の市街地を擁し、治水上重要な河川となっているが、河道が狭く蛇行していることなどから流下能力が著しく低く、昭和40年の台風や昭和49年の豪雨などにより頻繁に洪水に見舞われ、家屋の浸水等の被害がたびたび発生している。近年においても、平成15年８月の台風10号により床下浸水６戸、平成16年９月の台風21号により床上浸水18戸、床下浸水38戸、平成16年10月の台風23号では、淡路市志筑地区の市街地を含む約40haが浸水し、床上浸水143戸、床下浸水131戸の甚大な被害が発生している。

志筑川の治水対策は、昭和44年度から支川の宝珠川において、志筑川の洪水時の流水を導水する放水路計画に基づく河道拡幅が実施されてきたところであり、現在は、平成18年５月に策定された志筑川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、基準地点淡路市中田における計画高水流量を90㎥／秒とし、概ね50年に１回程度の降雨で発生する洪水を安全に流下させることを目標として順次河川改修が進められている。

本件事業は、整備計画に基づき、淡路市中田地点において90㎥／秒を宝珠川へ分派する放水路を設置するとともに、その上流部の計画高水量に対して河積が不足する区間において河道の拡幅及び掘削を行う事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、志筑川流域における浸水被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者は、低騒音・低振動機械を使用し、必要に応じて騒音・振動対策を実施することとしており、あわせて防じん対策として散水等を実施するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしていることから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で自然環境等への影響について調査及び検討を行ったところ、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されている魚類のメダカ、準絶滅危惧として掲載されている植物のカワヂシャ及び鳥類のミサゴなどが確認された。起業者は、メダカについては、工事中の濁水を軽減する処置を行うとともに河道内に瀬や淵を創出し、生息環境を回復または創出するなどの保全措置を講ずることとし、カワヂシャについては、状況に応じて有識者の助言を受けながら工事期間中一時的に移植し、植生の回復を図ることとしている。また、ミサゴについては、営巣が確認されておらず、周辺に採餌など生育に適した環境が広く残存する。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、このうち１箇所については発掘調査が完了しており、記録保存がなされている。起業者は、残る１箇所についても兵庫県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭く蛇行していることなどから流下能力が著しく低い志筑川の流下能力の向上を図り、志筑川流域の浸水被害を軽減させることを主な目的として、志筑川から宝珠川へ分派する放水路を設置するとともに、その上流部の計画高水量に対して河積が不足する区間において河道の拡幅及び掘削を行う河川改修事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業の施行方法については、文化財への影響及び土地利用状況を考慮した上で、本件区間の上流区間は河道を開削し、下流区間は宝珠川への放水路を設置するものである。放水路のルートについては、市街地を避けて主に農用地として利用されている土地に新しく河道を開削して宝珠川に接続する案（以下「申請案」という。）の他、県道及び市道の下に函渠を設けて宝珠川に接続する案及び一部現河川沿いを河道開削とした上で市道の下に函渠を設けて宝珠川に接続する案の３案について検討が行われているところ、申請案と他の２案を比較すると、申請案は、用地取得面積は最も多いものの、支障物件の数が最も少なく、新川河道開削方式で施工されることから施工性に優れ、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、志筑川流域では、たびたび浸水被害が発生していることから、浸水被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　兵庫県淡路市役所

○四国地方整備局告示第四号

肱川水系に係る指定区間外の一級河川について、平成十五年五月二十日四国地方整備局告示第五十六号を次のように改める。

関係図面のうち「第四号図」及び「第五号図」を次のように改める。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

附　則

昭和四十七年十二月二十三日建設省告示第二千百六十九号（河川予定地を指定する件）は、廃止する。